

市内定住・就業者等への育英資金半額免除制度について

1. 制度の概要

本市の実施する育英資金貸付制度（高島市育英資金、高島市清水安三育英資金、高島市高島屋奨学金育英資金）を利用した奨学生が、**次の返還免除の要件を全て満たす場合**、育英資金貸付金（入学一時金は除く。）の返還額のうち、**2分の1**を免除することができる制度です。

2. 返還免除の要件 ※全てに該当すること。

(1) 在学する学校を正規の修学期間内で卒業していること。

傷病等やむを得ない事情により休学した場合を除きます。

(2) 最終学校を卒業した日の属する月の翌月から市内に居住し、引き続き5年以上継続して居住していると認められること。

新規学卒者が対象となります。

(3) 市内に居住している間、市内の事業所等に就業していると認められること。

転勤、妊娠その他正当な理由により市内での就業が困難な場合は除きます。ただし、自己都合による退職や市外への転居・転職等は、免除候補者の決定取消の対象となります。

(4) 遅滞なく育英資金の返還をしていること。

(5) 市税の滞納がないこと。

3. 返還免除の額

貸し付けを行った育英資金のうち、貸付金総額の2分の1を免除します。（100円未満切り捨て）

※ 入学一時金は、**免除の対象外**です。

4. 申請方法および申請時期

(1) 事前申請

➤ 時 期 貸付期間が終了する翌年の2月末まで

➤ 提出書類

① 育英資金返還免除事前申請書（様式第13号）

② 最終学校の卒業証明書

③ 就労証明書兼誓約書（様式第14号）※

④ 奨学生の住民票の写し

※ 就業先の事業所等に作成を依頼してください。自営業者である等の理由により、③を提出することが難しい場合は、就労の事実を証明する書類を提出してください。

(2) 定住状況等の報告

➤ 時 期 毎年6月末日まで

※ ③の手続きを行うまでの間、毎年必要です。

➤ 提出書類

- ① 定住状況等報告書（様式第 17 号）
- ② 返還免除候補者（奨学生であった方）の住民票の写し
- ③ 就労証明書兼誓約書（様式第 14 号）※
- ④ 納税証明書（未納がない証明）

※ 就業先の事業所等に作成を依頼してください。自営業者である等の理由により、③を提出することが難しい場合は、就労の事実を証明する書類を提出してください。

* このほか必要に応じ、追加書類をご提出いただく場合があります。

(3) 本申請

➤ 時 期 市内居住・就労の要件を満たしたとき

※ 通常、(2)の手続きを5回目に行った年の翌年となります。

➤ 提出書類

- ① 育英資金返還免除申請書（様式第 18 号）
- ② 返還免除候補者（奨学生であった方）の住民票の写し
- ③ 就労証明書兼誓約書（様式第 14 号）※
- ④ 納税証明書（未納がない証明）

※ 就業先の事業所等に作成を依頼してください。自営業者である等の理由により、③を提出することが難しい場合は、就労の事実を証明する書類を提出してください。

* このほか必要に応じ、追加書類をご提出いただく場合があります。

(返還イメージ)

4 年制大学進学者の場合（入学一時金は含めていません。）

貸付期間				返還例	返還期間														
1年	2年	3年	4年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
月額5万円×4年 総額240万円				通常	★免除要件を満たさない場合（返還総額240万円、免除額0円）														
					据置	月額（14,300円×167回）+11,900円（最終）													
				適用	★免除要件を満たした場合（返還総額120万円、免除額120万円）														
					据置	月額（7,200円×166回）+4,800円（最終）													
				適用外	★3年6月目で転出した場合（返還総額240万円、免除額0円）														
据置	月額7,200円×30回 （計21万6千円）				一括返還：21万6千円（免除していた30回分） 返還残高：月額（14,300円×137回）+11,900円														
免除上限額 120万円				一部適用	★3年6月目で転勤した場合（返還総額218万7千円、免除額21万3千円）														
					据置	月額7,200円×30回 （計21万6千円）				一括返還：なし 返還残高：月額（14,300円×137回）+11,900円									
手続きの時期				毎年6月に定住状況等を報告					以降は、手続き不要										

①事前申請
据置期間が終了する年度の2月末

②定住状況等報告
本申請するまで、毎年必要です。

③本申請
5年居住等の要件を満たしたとき

※一部適用：市内事業所等の就労者が、会社都合により市外に転勤した場合等を想定しています。

※入学時一時金の貸付けを受けた場合は、別途その返還額が毎回の返還額に加算されます。